

第1回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会次第

日時：平成15年1月15日(木)
第5回上越地域合併協議会終了後
会場：上越市厚生南会館 大会議室

開会

1 委員長、副委員長の選出

2 審議内容の説明

(1) 特例措置の採否について

(2) 採用する特例措置について

(3) 特例措置の期間について

3 審議

(1) 審議スケジュール・審議の進め方について

4 その他

閉会

小委員会 審議スケジュール(案)

月	日	曜日	会議名等	Aグループ	Bグループ	備考
1	15日	木	第5回協議会			
	23日	金				
	29日	木	第6回協議会			
2	上旬					
	中旬		第7回協議会			
	下旬					
3	上～中旬		第8回協議会			
	下旬					
	30日	火	第9回協議会			

Aグループ	・議会の議員の定数及び任期の取扱い
	・新市の名称
	・自治基本条例

Bグループ	・地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い
	・新市の施策及び事業

- * Aグループは、基本的に協議会開催日に小委員会を開催。
Bグループは、協議会と協議会の間で別の日程で開催を予定。

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する検討資料

準備会からの申し送り事項：議員の任期及び定数は特例措置を採用することとする。

なお、「議員の任期及び定数は特例措置を採用すること」について、定数特例又は在任特例のいずれを選択するかは法定協議会において決定することとしたが、上越地域法定合併協議会準備会のグループ協議においては、「定数特例を採用すべき」との意見が多かったということを示す。

1 特例措置の比較

【平成 15 年 10 月現在】

特 例 措 置 (次のいずれかによることができる)		
定 数 特 例 (合併特例法第 6 条)	在 任 特 例 (合併特例法第 7 条)	
<p>編入された旧町村の区域で選挙区を設けて増員することができる。 (増員数の内訳は、(表 1)を参照)</p> <p>・任期：平成 20 年 4 月 28 日 (上越市議会議員の 残任期間) 合併の日から 50 日以内に増員選挙</p> <p>・定数：13 町村の増員数 18 人 上越市の議員定数 30 人 計 48 人</p> <p>さらに、編入先の上越市の合併後最初に行われる 一般選挙まで定数の増員を行うことができる。</p>	<p>編入された旧町村の議員は、編入先の上越市議会の 最初の選挙までその議員となることができる。</p> <p>・任期：平成 20 年 4 月 28 日 (上越市議会議員の 残任期間)</p> <p>・定数：14 市町村の全議員 計 224 人</p> <p>さらに、最初の一般選挙の際に、編入された旧町 村の区域で選挙区を設け、定員増を行うことができ る。</p>	
- 4 億 2 , 7 0 0 万円	合併前との比較	+ 1 0 億 2 , 5 3 5 万円

2 定数特例の場合の町村別増員数 (表 1)

市町村名	人 口	現 定 数	増員数
上 越 市	1 3 4 , 7 5 1 人	3 0 人	-
安 塚 町	3 , 7 3 3 人	1 2 人	1 人
浦川原村	4 , 2 0 2 人	1 2 人	1 人
大 島 村	2 , 4 8 0 人	1 0 人	1 人
牧 村	2 , 9 9 1 人	1 4 人	1 人
柿 崎 町	1 2 , 1 1 6 人	1 8 人	3 人
大 湊 町	1 0 , 8 6 1 人	1 8 人	2 人
頸 城 村	9 , 5 3 8 人	1 8 人	2 人
吉 川 町	5 , 5 1 6 人	1 6 人	1 人
中 郷 村	5 , 2 5 9 人	1 4 人	1 人
板 倉 町	7 , 5 3 4 人	1 6 人	2 人
清 里 村	3 , 2 1 7 人	1 4 人	1 人
三 和 村	6 , 2 8 4 人	1 8 人	1 人
名 立 町	3 , 3 8 8 人	1 4 人	1 人
合 計	2 1 1 , 8 7 0 人	2 2 4 人	1 8 人

算出根拠：
合併特例法第 6 条第 2 項

増員数

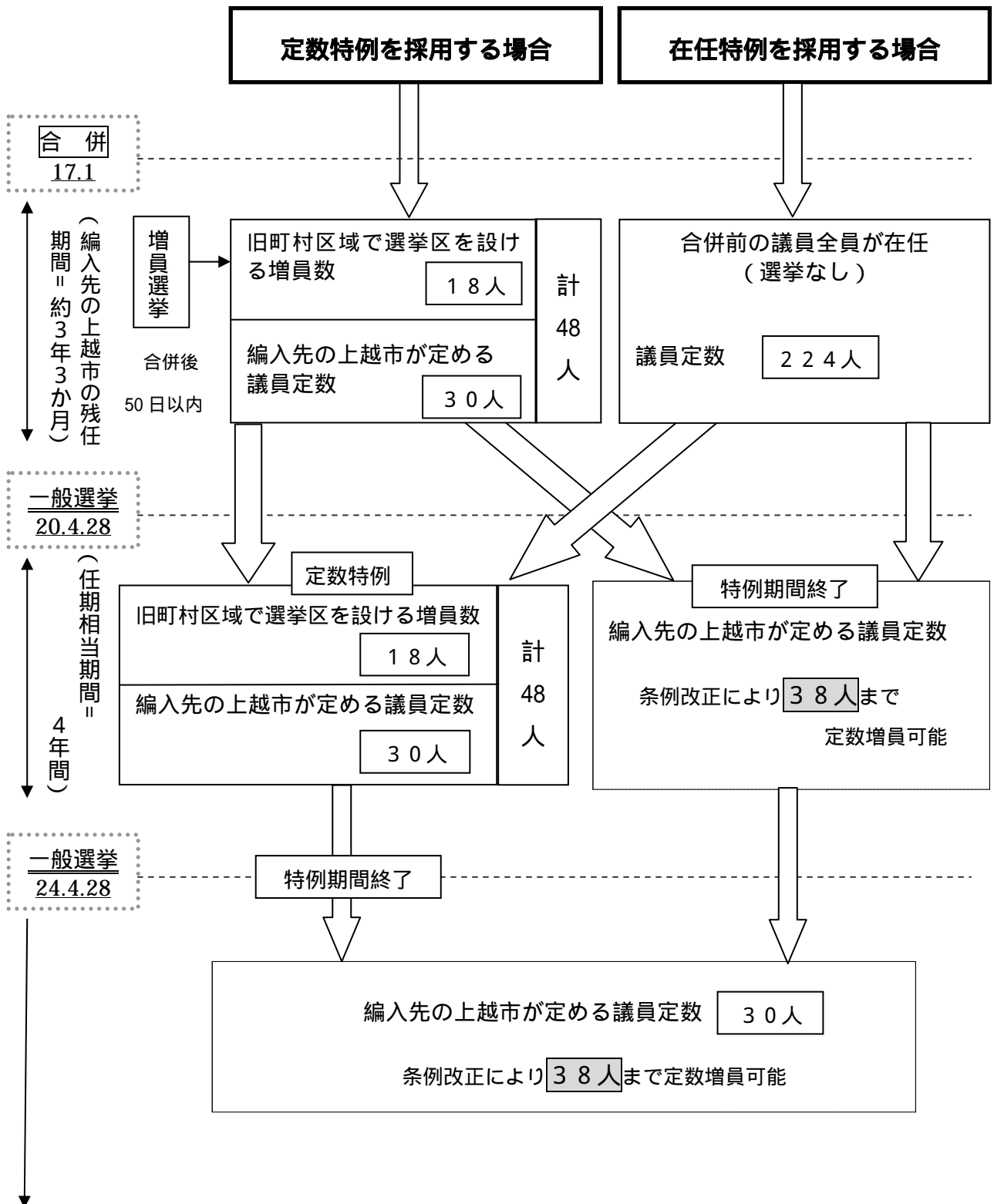
〃

編入される町村の人口
編入する上越市の人口
(134,751 人)

×

編入する上越市議会の
議員定数 (30 人)
(1 未満は 1 人とし、
1 以上は四捨五入)

3 特例「定数特例・在任特例」を採用した場合の任期及び定数



4 議会議員報酬等の費用額推計

【平成 15 年 10 月現在】

<合併前>

(単位：年)

	議員 総数	報酬等の総額 (A)	参 考	上越市 議員総数	上越市議会の 報酬等の総額
14市町村の合算 (H14決算見込み額)	238人	8億2,503万円			30人

<合併後>

特例のケース		議員 総数	報酬等の総額 (B)	合併前との比較 (B) - (A)
定数特例	各町村で増員選挙	48人	3億9,803万円	-4億2,700万円

特例のケース		議員 総数	報酬等の総額 (C)	合併前との比較 (C) - (A)
在任特例	H20.4.28まで在任	224人	18億5,038万円	+10億2,535万円

<特例後>

	議員 総数	報酬等の総額 (B)	合併前との比較 (B) - (A)
新市全体で選挙	38人	3億1,551万円	-5億0,952万円

合併後、特例後の報酬は上越市の議会議員報酬額等で算出

報酬等は報酬・期末手当・政務調査費・共済負担金・共済事務負担金を含む

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（ $\circ \cdot$ 五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、 $\circ \cdot$ 五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が $\circ \cdot$ 五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。）の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に

相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。